第一号のホ中「第５の１のホ」を「第５の１の⑸」に、「指定障害福祉サービス基準第五十条第一項第三号に規定する数以上であること。」を「常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を六で除して得た数以上であること。」に改め、同号に次のように加える。

ヘ　介護給付費等単位数表第５の１のロの⑴の経過的療養介護サービス費⑴を算定すべき指定療養介護の単位の施設基準

特例指定療養介護事業所であって、当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を二で除して得た数以上であること。

ト　介護給付費等単位数表第５の４のイの人員配置体制加算⑴を算定すべき指定療養介護の単位の施設基準

介護給付費等単位数表第５の１のロの⑴の経過的療養介護サービス費⑴を算定している特例指定療養介護事業所であって、当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を一・七で除して得た数以上であること。

チ　介護給付費等単位数表第５の４のロの人員配置体制加算⑵を算定すべき指定療養介護の単位の施設基準

介護給付費等単位数表第５の１のイの⑵の療養介護サービス費⑵を算定している特例指定療養介護事業所であって、当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員等の員数の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を二・五で除して得た数以上であること。

第二号中ハをニとし、ロをハとし、イをロとし、同ロの前に次のように加える。

イ　介護給付費等単位数表第６の１のハの経過的生活介護サービス費を算定すべき指定生活介護の施設基準

指定障害者支援施設基準第四条の二の規定により、指定障害者支援施設基準第四条第一項第一号及び第六号の基準を満たしているとみなされた指定障害者支援施設（障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）であること。

第二号に次のように加える。

ホ　介護給付費等単位数表第６の11の延長支援加算を算定すべき指定生活介護事業所等の施設基準

次の⑴及び⑵に掲げる基準のいずれにも適合すること。

⑴　指定障害福祉サービス基準第八十九条に規定する運営規程に定める営業時間が八時間以上であり、かつ、利用者に対して八時間を超えて指定生活介護等を行うこと。

⑵　指定障害福祉サービス基準の規定により置くべき職員（直接支援業務に従事する者に限る。）を１以上配置していること。

第二号の二のイ中「第８」を「第７」に改め、「医療型特定短期入所サービス費⑴」の下に「若しくは医療型特定短期入所サービス費⑷」を加え、同号のロ中「第８」を「第７」に、「医療型特定短期入所サービス費⑶若しくは医療型特定短期入所サービス費⑶」を「医療型特定短期入所サービス費⑶」に改め、同号に次のように加える。

ハ　介護給付費等単位数表第７の１のハの医療型特定短期入所サービス費⑶又は医療型特定短期入所サービス費⑶を算定すべき指定短期入所事業所の施設基準

次の⑴又は⑵に掲げるもののいずれかに該当する指定短期入所事業所であること。

⑴　医療法第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所

⑵　介護保険法第八条第二十七項に規定する介護老人保健施設

第二号の三中「第10」を「第９」に改める。

第三号のロ中「第11」を「第10」に改め、同ロの⑶中「いること」の下に「（施設の運営規程における主たる対象とする障害の種類が精神障害である場合に限る。）」を加え、同ロを同号のハとし、同号のイ中「第11」を「第10」に改め、同イを同号のロとし、同ロの前に次のように加える。

イ　介護給付費等単位数表第10の１のホの経過的施設入所支援サービス費を算定すべき指定施設入所支援の施設基準

指定障害者支援施設基準第四条の二の規定により、指定障害者支援施設基準第四条第一項第一号及び第六号の基準を満たしているとみなされた指定障害者支援施設であること。

第四号のイ中「第13」を「第12」に改め、同号のロ中「第13」を「第12」に改め、同ロの⑴の㈠中「（障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する障害者支援施設をいう。）」を削り、同号のハ中「第13」を「第12」に改め、「（昭和二十三年法律第二百五号）」を削る。

第五号中「第14」を「第13」に改める。

第五号の二中「第15」を「第14」に改める。

第六号中「第16」を「第15」に改める。

第七号中「第17」を「第16」に改める。

○厚生労働省告示第二百五十三号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）及び障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十四年政令第二十六号）の施行に伴い、並びに障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定めるところにより算定した単位数等（平成十八年厚生労働省告示第五百五十二号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日　厚生労働大臣　小宮山洋子

第一号中「第９」を「第８」に改め、同号のイ中「、児童デイサービス」を削り、「、就労継続支援又は障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）附則第二十条に規定する旧法施設支援（通所によるものに限る。）」を「又は就労継続支援」に改め、同イの⑴中「八百単位」を「七百九十三単位」に改め、同イの⑵中「七百八十単位」を「七百七十三単位」に改め、同号のロ中「八百八十単位」を「八百八十二単位」に、「第十七条第一項第一号」を「第十七条第一号」に、「第五条第十八項第二号」を「第五条第二十二項」に、「第十七条第一項第四号」を「第十七条第四号」に、「第十七条第一項第二号」を「第十七条第二号」に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同号のハ中「六百四十五単位に三百十四単位を加算した単位数」を「九百五十一単位」に改める。

第二号中「第９」を「第８」に改める。

○厚生労働省告示第二百五十四号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十四年政令第二十六号）の施行に伴い、並びに障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十二号）第四条第一項第一号及び第六号並びに障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十七号）第十一条第一項第二号及び第七号の規定に基づき、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第百七十一条並びに第百八十四条において準用する同令第二十二条及び第百四十四条に規定する厚生労働大臣が定める者等（平成十八年厚生労働省告示第五百五十三号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日　厚生労働大臣　小宮山洋子